

規程名称	定款		
基本分類	基本規程	制 定	
規程分類	定款	改 正	令和 2年 6月23日
規程コード	NO. 10	実 施	令和 2年 6月23日
主管部	総務部		

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社はオーウエル株式会社と称する。
英文ではO-WELL CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の製造・販売・輸出入

- ① 塗料，顔料，溶剤，金属表面処理剤，塗料原料用樹脂および化学工業薬品
- ② 防雪柵，防風柵，防砂柵，遮音壁，フェンスおよび欄干等の道路付属設備品

(2) 次の物品の販売・輸出入

- ① 保護皮膜用および装飾用プラスチックフィルムならびに自動車部品，接着剤，油脂，インキ，毒物・劇物
- ② 塗装および研磨清掃の機械器具・設備ならびに計測機器
- ③ 土木建築資材
- ④ 梱包用資材
- ⑤ 家具および事務用機器
- ⑥ インテリア用品
- ⑦ 産業用電気機械器具，民生用電気機械器具および部品ならびに電子部品
- ⑧ 日用品雑貨

(3) 次の各種工事の請負および設計・監理

- ① 建築工事
- ② タイル・れんが・ブロック工事
- ③ 塗装工事
- ④ 防水工事
- ⑤ 内装仕上工事
- ⑥ 機械器具設置工事
- ⑦ 土木工事
- ⑧ 大工工事
- ⑨ 左官工事
- ⑩ とび・土工・コンクリート工事
- ⑪ ほ装工事
- ⑫ 管工事

- ⑬ 鋼構造物工事
- ⑭ 建具工事
- ⑮ 屋根工事
- ⑯ 電気工事
- ⑰ 解体工事
- ⑱ ガラス工事
- (4) 各種生産工場の生産過程における組立, 加工, 塗装, 検査, 仕上作業等の請負
- (5) 塗料, 表面処理, 塗装に関する技術指導, 技術サービスの提供および研究ならびに調査の受託
- (6) 照明材料, 照明器具, 照明装置・設備の設計, 製造, 施工, 販売, 輸出入およびコンサルタント業務
- (7) 塗装機械設備の清掃管理請負業および塗装・防錆処理業
- (8) コンピューターソフトウェアの開発および販売
- (9) 貨物利用運送事業
- (10) 倉庫業
- (11) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は, 株主総会および取締役のほか, 次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は, 電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により, 電子公告によることができない場合は, 日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は, 4, 200万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は, 会社法第165条第2項の規定により, 取締役会の決議によって市場取引等

により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

（招 集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長

がこれを招集しその議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役が招集し議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役および代表取締役の選定）

- 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- 2 取締役会は、その決議によって、前項の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を選定する。

（取締役会の招集権者および議長）

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役が招集し、議長になる。

（取締役会の招集通知）

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。
- ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

- 第25条 取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

- 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、

議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（重要な業務執行の決定の委任）

第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第42条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金に、利息はつけない。

■ 付 則

1. この定款は、平成3年6月27日に変更する。
2. この定款は、平成4年4月1日に変更する。
3. この定款は、平成4年6月26日に変更する。
4. この定款は、平成4年10月1日に変更する。
5. この定款は、平成6年6月29日に変更する。
6. この定款は、平成8年6月27日に変更する。
7. この定款は、平成9年6月27日に変更する。
8. この定款は、平成11年6月29日に変更する。
9. この定款は、平成14年6月27日に変更する。
10. 第25条の規程にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお従来のとおり任期は3年とする。
11. この定款は、平成15年6月26日に変更する。
12. この定款は、平成17年6月29日に変更する。
13. この定款は、平成18年6月29日に変更する。
14. 現行定款第6条(株券の発行)の削除、現行定款第9条(株式取扱規則)および第10条(株主名簿管理人)の変更ならびにそれにもなう条数の整備については、平成21年7月15日をもって効力を生ずるものとする。変更定款第6条(株式の譲渡制限)および変更定款第7条(株式の割当てを受ける権利等の決定)ならびにそれにもなう条数の整備については、平成21年8月17日をもって効力を生ずるものとする。
15. この定款は、平成22年6月29日に変更する。
16. この定款は、平成29年6月26日に変更する。
17. この定款は、平成30年6月21日に変更する。
18. この定款は、平成30年9月27日に変更する。
19. この定款は、令和2年6月23日に変更する。
20. (監査役との責任限定契約に関する経過措置)

当会社は、第78回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項所定の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。